

# 認 可 外 保 育 施 設

指 導 監 査 基 準 ( 2 0 2 1 年 6 月 1 日 適 用 )

町 田 市 地 域 福 祉 部

## 指導監査基準中の「評価区分」

| 評価区分 | 指導形態 |  |
|------|------|--|
| C    | 文書指摘 | <p>特定子ども・子育て支援施設等の基準に関する法令及び通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>  |
| B    | 口頭指導 | <p>特定子ども・子育て支援施設等の基準に関する法令及び通達等以外の法令又は通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、特定子ども・子育て支援施設等の基準に関する法令及び通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p> |
| A    | 助言指導 | <p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>   |

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

| No. | 関係法令及び通知等  | 略称         |
|-----|--|------------|
| 1   | 平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」                                       | 支援法        |
| 2   | 平成26年6月9日内閣府令第44号「子ども・子育て支援法施行規則」                                  | 支援法施行規則    |
| 3   | 平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」 | 運営基準       |
| 4   | 令和元年11月27日府子本第689号、元文科初第1118号、子発1126第2号通知「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」 | 府子本第689号通知 |
| 5   | 平成27年3月31日規則第16号「町田市子ども・子育て支援法に基づく確認に関する規則」                        | 市確認規則      |

## 目 次

|     |                          |   |
|-----|--------------------------|---|
| 1   | 設置に関する基準                 | 1 |
| 2   | 運営に関する基準                 |   |
| (1) | 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録 | 1 |
| (2) | 利用料及び特定費用の額の受領           | 1 |
| (3) | 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付 | 2 |
| (4) | 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知  | 2 |
| (5) | 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則   | 3 |
| (6) | 秘密保持等                    | 3 |
| (7) | 記録の整備                    | 3 |
| 3   | 変更の届出                    | 4 |

| 項目                           | 基本的考え方  | 観 点  | 関係法令等  | 評価事項   | 評価          |
|------------------------------|---|--|--|--|-------------|
| 1 設置に関する基準                   | 認可外保育施設は、支援法施行規則第1条に定める基準を遵守しなければならない。  | 1 設置に関する基準を満たしていない。  | (1) 支援法第58条の4<br>(2) 支援法施行規則第1条  | (1) 設置に関する基準を満たしていない。<br>(2) 設置に関する基準を一部満たしていない。   | C<br>B      |
| 2 運営に関する基準                   | <p>特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>&lt;書類の確認&gt;<br/>特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録した書類</p> <p>【デイリープログラム、保育日誌、プール日誌、散歩日誌、連絡帳、緊急時連絡表、献立表、身長及び体重の測定記録、子どもの健康診断記録、午睡チェック表等】</p>   | 1 特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。                | (1) 運営基準第54条<br>(2) 府子本第689号通知(別添1)<br>(3) 支援法施行規則第1条第1項第1号ニ(2)、(3)、(10)、(11)、ホ(3)、へ(2)、(3)、(8)、(9)、第2号ハ、第3号ニ、第4号ニ | (1) 特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録していない。<br>(2) 記録された内容が不十分である。   | C<br>B      |
| (1) 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録 | <p>1 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(支援法施行規則第28条の16に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた利用料の額から支援法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第55条第1項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。</p> <p>&lt;1から3の書類の確認&gt;<br/>施設等利用給付認定保護者との間に締結した契約書</p>   | 1 施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた利用料の支払を受けているか。                                 | (1) 運営基準第55条第1項<br>(2) 府子本第689号通知(別添1)<br>(3) 支援法施行規則第1条第1項第1号へ(20)、第2号ハ、第3号ニ、第4号ニ                                 | (1) 保護者から、利用料の支払を受けていない。<br>(2) 利用料の受領が不十分である。<br>(3) 利用料が契約により定められていない。   | C<br>B<br>C |
| (2) 利用料及び特定費用の額の受領           | <p>1 運営基準第55条第1項、第57条<br/>(2) 府子本第689号通知(別添1)<br/>(3) 支援法施行規則第1条第1項第1号へ(20)、第2号ハ、第3号ニ、第4号ニ</p> <p>2 施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた利用料の額から、市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>3 あらかじめ、支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにしているか。また、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。</p> <p>(1) 運営基準第55条第2項<br/>(2) 府子本第689号通知(別添1)<br/>(3) 支援法施行規則第1条第1項第1号へ(20)、(21)、第2号ハ、第3号ニ、第4号ニ</p> <p>(1) 運営基準第55条第1項、第57条<br/>(2) 府子本第689号通知(別添1)<br/>(3) 支援法施行規則第1条第1項第1号へ(20)、(21)、第2号ハ、第3号ニ、第4号ニ</p> <p>(1) 運営基準第55条第2項<br/>(2) 府子本第689号通知(別添1)<br/>(3) 支援法施行規則第1条第1項第1号へ(20)、(21)、第2号ハ、第3号ニ、第4号ニ</p> <p>(1) 運営基準第55条第1項、第57条<br/>(2) 府子本第689号通知(別添1)<br/>(3) 支援法施行規則第1条第1項第1号へ(20)、(21)、第2号ハ、第3号ニ、第4号ニ</p> <p>(1) 運営基準第55条第2項<br/>(2) 府子本第689号通知(別添1)<br/>(3) 支援法施行規則第1条第1項第1号へ(20)、(21)、第2号ハ、第3号ニ、第4号ニ</p> | 2 施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた利用料の額から、市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 | (1) 運営基準第55条第1項、第57条<br>(2) 府子本第689号通知(別添1)<br>(3) 支援法施行規則第1条第1項第1号へ(20)、第2号ハ、第3号ニ、第4号ニ                            | (1) 保護者から、利用料の額から、市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けていない。<br>(2) 利用料の額から、市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の受領が不十分である。<br>(3) 利用料が契約により定められていない。 | C<br>B<br>C |
|                              |   |  |  | (1) 求める事項を書面により明らかにしていない。<br>(2) 保護者に対して説明を行い、同意を得ていない。<br>(3) 支払を求める書面の記載内容が不十分である。   | C<br>C<br>B |

| 項目                           | 基本的考え方   | 観 点   | 関係法令等   | 評価事項  | 評価  |
|------------------------------|--|---|---|---|---|
| (3) 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付 | <p>1 特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第55条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、運営基準第55条第2項に規定する費用の支払いのみを受ける場合は、この限りではない。</p> <p>2 特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第55条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額から支援法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、運営基準第55条第2項に規定する費用の支払いのみを受ける場合は、この限りではない。</p> <p>3 運営基準第56条第1項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。</p> <p>4 支援法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける特定子ども・子育て支援提供者は、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならない。</p> <p>&lt;1から4の書類の確認&gt;<br/>施設等利用給付認定保護者に対して発行した領収証の控え等利用料と特定費用の金額がわかる書類</p> | <p>1 利用料の額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を、施設等利用給付認定保護者に対し交付しているか。</p> <p>2 利用料の額から、市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を、施設等利用給付認定保護者に対し交付しているか。</p> <p>3 領収証の内容を領収証の控え等により管理しているか。</p> <p>4 当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。</p> <p>5 当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、施設等利用費の額を通知しているか。</p> <p>6 特定子ども・子育て支援提供証明証の内容を特定子ども・子育て支援提供証明証の控え等により管理しているか。</p> | <p>(1) 運営基準第56条第1項<br/>(2) 府子本第689号通知(別添1)</p> <p>(1) 運営基準第56条第1項、第57条<br/>(2) 府子本第689号通知(別添1)</p> <p>(1) 運営基準第61条第1項</p> <p>(1) 運営基準第56条第2項<br/>(2) 府子本第689号通知(別添1)</p> <p>(1) 運営基準第56条第2項、第57条<br/>(2) 府子本第689号通知(別添1)</p> <p>(1) 運営基準第61条第1項</p> <p>(1) 運営基準第58条</p> | <p>(1) 支払をした保護者に対し、領収証を交付していない。</p> <p>(2) 領収証の交付が不十分である。</p> <p>(3) 領収証に利用料の額と特定費用の額とを区分して記載していない。</p> <p>(1) 支払をした保護者に対し、領収証を交付していない。</p> <p>(2) 領収証の交付が不十分である。</p> <p>(3) 領収証に利用料の額から、市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載していない。</p> <p>(1) 領収証の控え等による管理が不十分である。</p> <p>(1) 特定子ども・子育て支援提供証明証を交付していない。</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援提供証明証の交付が不十分である。</p> <p>(3) 特定子ども・子育て支援提供証明証の記載内容が不十分である。</p> <p>(1) 特定子ども・子育て支援提供証明証の交付及び施設等利用費の額を通知していない。</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援提供証明証の交付及び施設等利用費の額の通知が不十分である。</p> <p>(3) 特定子ども・子育て支援提供証明証及び施設等利用費の額の通知の記載内容が不十分である。</p> <p>(1) 特定子ども・子育て支援提供証明証の控え等による管理が不十分である。</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> |
| (4) 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知  | <p>特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。</p>   | <p>1 施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しているか。</p>  | <p>(1) 運営基準第58条</p>   | <p>(1) 保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたとき、その旨を支給に係る市町村に通知していない。</p>   | <p>C</p>  |

| 項目                         | 基本的考え方  | 観 点   | 関係法令等  | 評価事項  | 評価                                  |
|----------------------------|---|---|--|---|-------------------------------------|
| (5) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則 | <p>特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>&lt;施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないことに関する措置の確認&gt;</p>   | <p>1 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。</p> <p>2 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないことに関する措置を講じているか。</p>   | <p>(1) 運営基準第59条</p> <p>(1) 運営基準第59条<br/>(2) 府子本第689号通知(別添1)</p>  | <p>(1) 国籍、信条、社会的身分、費用負担によって、差別的取扱いをしている。</p> <p>(1) 差別的取扱いをしないことに関する措置を講じていない。</p> <p>(2) 差別的取扱いをしないことに関する措置が不十分である。</p>  | <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>          |
| (6) 秘密保持等                  | <p>1 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>&lt;施設等の職員及び管理者並びに職員であった者が、業務上で知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密の管理・保管に関する措置の確認&gt;</p> <p>【規程等の整備、雇用時の取決め等】</p> <p>3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</p> <p>&lt;書類の確認&gt;<br/>施設等が小学校、他の特定子ども・子育て支援施設等その他の機関に対して施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供することを認定保護者との間で合意した文書</p> | <p>1 施設若しくは事業所の職員及び管理者が、正当な理由なく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならないか。</p> <p>2 施設等の職員及び管理者並びに職員であった者が、業務上で知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密の管理・保管に関する措置を講じているか。</p> <p>3 小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際に、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定保護者の同意を得ているか。</p> | <p>(1) 運営基準第60条第1項</p> <p>(1) 運営基準第60条第1項、第2項<br/>(2) 府子本第689号通知(別添1)</p> <p>(1) 運営基準第60条第3項<br/>(2) 府子本第689号通知(別添1)</p> | <p>(1) 正当な理由なく、子ども又はその家族の秘密を漏らしている。</p> <p>(1) 子ども又はその家族の秘密の管理・保管に関する措置を講じていない。</p> <p>(2) 子ども又はその家族の秘密の管理・保管に関する措置が不十分である。</p> <p>(1) 子どもに関する情報を提供する際に、あらかじめ文書により保護者の同意を得ていない。</p> | <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> |
| (7) 記録の整備                  | <p>1 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>&lt;書類の確認&gt;<br/>職員、設備及び会計に関する諸記録</p> <p>①職員に関する記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働契約における契約書・その他適正な賃金や労働条件を明示した書類や文書</li> <li>・ 各時間帯において保育従事者が施設等の規模に応じて各々の基準どおり(または適正に)配置されていることがわかる書類</li> <li>・ 正規の手続きを経て整備された就業規則や給与規程等</li> <li>・ 社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険等)への加入を証する書類</li> <li>・ 安全衛生管理体制がわかる書類</li> <li>・ 職員の健康診断の実施状況が分かる書類</li> </ul>  | <p>1 職員に関する諸記録を整備しているか。</p>   | <p>(1) 運営基準第61条第1項<br/>(2) 府子本第689号通知(別添1)</p> <p>(3) 支援法施行規則第1条第1項第1号イ(1)、(2)、へ(4)、(5)、(22)、第2号イ、第3号イ、ロ、第4号イ、ロ</p>      | <p>(1) 職員に関する諸記録を整備していない。</p> <p>(2) 職員に関する諸記録が不十分である。</p>  | <p>C</p> <p>B</p>                   |

| 項目      | 基本的考え方   | 観 点  | 関係法令等  | 評価事項   | 評価                               |
|---------|--|--|--|--|----------------------------------|
|         | <p>②設備に関する記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・設備が、法令その他各自治体が認める設置基準に従って整備されていることがわかる書類</li> <li>施設・設備、備品等が、児童の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることがわかる書類</li> <li>防災計画、害虫駆除、受動喫煙の防止、事故発生防止、防犯対策等が適正に実施されていることがわかる書類</li> </ul> <p>③会計に関する記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な会計処理のため必要な事項について経理規程を定めているか</li> <li>各会計年度に作成すべき計算書類(収支計算書、損益計算書、貸借対照表等)</li> <li>施設利用者から預かる金銭等を含めた現預金等の出納管理簿</li> </ul> <p>2 特定子ども・子育て支援提供者は、運営基準第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び運営基準58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>&lt;運営基準第54条及び第58条に係る記録の過去5年間分の保管状況の確認&gt;</p> | <p>2 設備に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>3 会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>4 特定子ども・子育て支援の提供の記録及び市町村への通知に係る記録を整備し、5年間保存しているか。</p> | <p>(1) 運営基準第61条第1項<br/>(2) 府子本第689号通知(別添1)<br/>(3) 支援法施行規則第1条第1項第1号ロ、ハ、ニ(5)、ホ(1)、ヘ(6)、(12)~(18)、第2号ロ、ハ、第3号ニ、第4号ニ</p> <p>(1) 運営基準第61条第1項<br/>(2) 府子本第689号通知(別添1)</p> <p>(1) 運営基準第61条第2項及び市町村への通知に係る記録を整備し、5年間保存しているか。<br/>(2) 府子本第689号通知(別添1)</p> | <p>(1) 設備に関する諸記録を整備していない。<br/>(2) 設備に関する諸記録が不十分である。</p> <p>(1) 会計に関する諸記録を整備していない。<br/>(2) 会計に関する諸記録が不十分である。</p> <p>(1) 記録を整備していない。<br/>(2) 記録が不十分である。<br/>(3) 記録を5年間保存していない。</p> | <p>C<br/>B<br/>C<br/>B<br/>C</p> |
| 3 変更の届出 | <p>特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地等に変更があったときは、10日以内に、その旨を市に届け出なければならない。</p> <p>&lt;届け出が必要な事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>施設又は事業所の名称及び設置の場所の変更</li> <li>設置者又は申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名の変更</li> <li>設置者又は申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等の変更(当該事業に関するものに限る)</li> <li>施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所の変更</li> <li>役員の氏名、生年月日及び住所の変更</li> </ol>   | 1 変更の届出をしているか。   | <p>(1) 支援法第58条の5<br/>(2) 支援法施行規則第53条の3<br/>(3) 市確認規則第8条</p>  | (1) 変更の届出をしていない。   | C                                |